

# ウエストワンズカンツリー倶楽部 会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本倶楽部は、ウエストワンズカンツリー倶楽部（以下倶楽部という）と称する。

### 第2条 (目的)

本倶楽部は、株式会社ウエストワンズ（以下会社という）の経営且つ所有する兵庫県加東市上三草 1136-67 に所在するゴルフ場の施設を利用してゴルフの普及発達と会員の健康増進を図り、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

### 第3条 (運営管理)

倶楽部の経営、管理、維持及び運営並びにこれらに付随する管理事務は、全て会社が行うものとし、事務所はクラブハウス内に置く。

## 第2章 会員

### 第4条 (会員の種類)

倶楽部の会員の種別は、以下のとおりとする。

#### ① 正会員（個人・法人）

会社が定める手続きにより会社が正会員の資格を承認した個人または法人。

#### ② 終身会員

正会員と同一条件にて施設を利用できる。但し、終身会員は一身専属とする。

#### ③ 法人無記名会員

法人正会員が所有し、会社が別に定める無記名会員規定の条件で施設を利用できる。

#### ④ 平日会員（個人・法人）

土曜日、日曜日、祝日(振替休日を含む)及び特定日を除く営業日に正会員と同一条件にて施設を利用できる。

### 第5条 (会員の権利)

① 会員は、その種別に従い、会社が定める条件で施設を優先的に利用することができる。

② 会員は、ビジターを同伴または紹介し、会社の定める一定の条件で施設を利用させることができる。

### 第6条 (会員の義務)

① 会員は、会社が定める年会費その他諸料金を遅滞なく支払うものとする。会員は年会費の1か年分を対象年度初日の前日までに支払い、会員が対象年度の途中で会員資格を喪失した場合でも、会社は年会費を返還しないものとする。

② 会員は、施設を利用した場合、別途定めのない限り会社が定める利用料金を利用当日に支払うものとする。

③ 会員は、住所、氏名、商号その他届出事項に変更があった場合、その旨を会社に遅滞なく連絡し、会社が定める手続きを行うものとする。

④ 会員は、会員資格を第三者に行使させてはならない。

⑤ 会員は、本会則及びその他倶楽部の諸規則を遵守すること。また、倶楽部の秩序を乱し、倶楽部もしくは会社の名誉を毀損する行為を行わないものとする。

⑥ 会員は、同伴または紹介したビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に責任を負うものとする。

⑦ 会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等により施設が利用できない日が生じた場合であっても、これに従うものとする。

## 第7条（年会費）

- ① 会社は、本倶楽部の年会費基準日を毎年4月1日とし、年会費の充当期間は年会費基準日から1年間とする。
- ② 年会費基準日に在籍する会員は、会社に対しその年度の年会費を対象年度初日の前日までに支払わなければならない。会員は、年会費基準日後に譲渡その他の退会事由が生じた場合であっても、その年度の年会費支払い義務を免れず、支払い済みの年会費の返還を求めすることもできない。
- ③ 年度の途中から新たに入会する会員は、入会した時点から次年度の基準日までの期間を勘案して会社が別途定める額を支払った時点で会員登録を行う。

## 第8条（休会）

- ① 無記名会員以外の個人会員、終身会員、平日会員及び法人会員の記名者は、次の各号に該当するときは、会社が定める手続に従って会社の承認を得て一定期間休会をすることができる。
  - 1) 1年を超過する期間ゴルフプレーが困難となることが予測される程度の傷病等により倶楽部の利用が著しく困難となった会員。
  - 2) 主たる居住地が日本国外となり、倶楽部の利用が著しく困難となった会員。
- ② 前項による休会期間は申請した年度の翌年度末日までとし、引き続き休会を希望する場合は前項の手続を改めて行わなければならないものとする。
- ③ 休会期間中の年会費は申請した年度の翌年度に限り免除される。
- ④ 休会期間中、休会事由が解消した場合は、遅滞なく会社が定める休会解除の手続を行い、当該年度の年会費は一括で支払うものとする。

## 9条（反社会的勢力の追放）

- ① 会社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者その他反社会的勢力等の倶楽部への入会及び施設の利用を認めないものとする。
- ② 会員は、前項の反社会的勢力等を同伴または紹介してはならないものとする。

## 第3章 入会及び退会等

### 第10条（入会）

- ① 倶楽部に入会しようとする者は、会社が定める手続に従って会社の承認を得なければならない。
- ② 前項の承認を得た者は、会社が定める入会金または名義書換料を支払うものとする。会社は、これらの入会手続の完了後に会員登録を行う。
- ③ 入会金及び名義書換料は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

### 第11条（退会）

会員が倶楽部を退会しようとするときは、会社が定める手続に従って会社の承認を得なければならない。

### 第12条（会員資格の停止・除名）

会員が次の各号の一つに該当するときは、会社は会員資格の一時停止または除名処分を行うことができる。

- ① 本会則または倶楽部の諸規則に違反したとき。
- ② 倶楽部または会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき。
- ③ 年会費その他諸料金の支払いを3か月以上滞納し、再請求を行っても完納しないとき。
- ④ その他会員として不適格な事由があるとき。

### 第13条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- ① 退会
- ② 除名
- ③ 会員の死亡
- ④ 法人会員であって、その法人が解散したとき。（合併・再編等による解散は除く）
- ⑤ 会員がその権利を譲渡し、名義変更手続が完了したとき。
- ⑥ 会員に対する諸通知が継続して3年間到達しないとき。

### 第14条（会員資格の譲渡、法人登録者の変更）

- ① 会員は、会社の入会承認を得た者に会員資格を譲渡することができる。（名義書換）
- ② 法人正会員は、所定の手続により、会社の承認を得て同一法人内の他の登録者に変更することができる。
- ③ 名義書換または、登録者変更の際には別に定める名義書換料、登録者変更料を納入するものとし、その完納によって会員資格を生ずるものとする。
- ④ 名義書換または登録者の変更は、未納の年会費その他未払金がある場合にはこれを行使できないものとする。

## 第4章 役員

### 第15条（役員）

会社は、必要に応じて倶楽部に理事会を設置することができる。その際には、以下の役員を置くものとし、役員任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。

- ① 理事長 1名
- ② 副理事長 1名
- ③ 理事 若干名

### 第16条（役員を選任）

役員は会員及び社員の中より会社が委嘱任命する。

### 第17条（理事会の運営）

理事会は会社が必要に応じてこれを招集し、理事長が議長となる。理事長に差支えが有る場合は、副理事長または会社が任命した役員がその職務を代行するものとする。理事会は、会社から諮問を受けた次の事項につき決議するものとする。

- ① 倶楽部運営に関する基本事項
- ② その他会社が倶楽部運営に必要と認められる事項
- ③ 施設運営に関する会社に対する助言

## 第5章 会則の変更と運用

### 第18条 (会則の変更及び運用)

本会則の変更及び本会則施行に必要な細則については、理事会が承認のうえ、会社がこれを決定するものとする。

## 第6章 附則

### 第19条

理事会発足以前における理事会の業務は、会社の役員会がこれを代行するものとする。

### 第20条

本会則は平成29年4月1日より施行する。

平成 2年 4月 1日 制定

平成 6年10月 3日 改定

平成12年 2月22日 改定

平成17年 7月 1日 改定

平成19年 2月 1日 改定

平成26年 9月 1日 改定

平成29年 4月 1日 改定

以上